

○自動車運転代行業者に対する営業の停止命令

(第 25 条第 2 項第 2 号)

改正 令和 4 年 3 月 25 日 令和 4 年 10 月 1 日

処分基準

令和 4 年 10 月 1 日作成

|          |  |
|----------|--|
| 法令名      | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律                        |
| 根拠条項     | 第 25 条第 2 項第 2 号                             |
| 処分の概要    | 自動車運転代行業者に対する営業の停止命令                         |
| 原権者(委任先) | 岡山県公安委員会                                     |
| 法令の定め    | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令<br>・第 5 条(営業の停止の基準) |
| 処分基準     | 自動車運転代行業者に対する営業の停止の基準は、別紙のとおり。               |
| 問い合わせ先   | 交通部交通企画課安全係                                  |

別紙

[別紙参照]